# 銚子市導入促進基本計画

## １　先端設備等の導入の促進の目標

### （１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

銚子市は、三方を水に囲まれ、利根川河口から君ケ浜、犬吠埼、屏風ケ浦にいたる海岸線は、岬あり、断崖絶壁ありと、変化に富んだ雄大な景観美を織りなしている。

また、全国でも有数の水揚げ量を誇る銚子漁港、「夏涼しく、冬暖かい」気候を活かした農業、歴史と伝統ある醤油工場、さらにはこれら産業基盤から産出される豊富で新鮮な特産品を備えるなど、多くの地域資源に恵まれた関東最東端のまちである。

本市の人口は、ピーク時には９万人を超えていたが、徐々に減少を続け、令和７年２月の住民基本台帳では人口５３，８０８人、２６，６６３世帯となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、２０４５年には約３万人にまで減少すると推計されている。

令和３年の経済センサス活動調査では、市内の事業所数（公務を除く）３，１４８社のうち主な産業は卸売業・小売業が９１８社（約２９．２％）、宿泊業・飲食サービス業が３７８社（約１２．０％）、製造業が２９６社（約９．４％）、生活関連サービス業・娯楽業が２８９社（約９．２％）、建設業が２７６社（約８．８％）となっているが、売上高、付加価値額は、製造業が卸売業・小売業を抜いて割合が大きい。これは、銚子漁港で水揚げされた魚の加工品の製造や、醤油の醸造の規模が卸売業・小売業に比べ大きいことが要因で、本市の産業の特徴と言える。

第三次産業では卸売業・小売業に次いで、宿泊業・飲食サービス業が盛んであり、犬吠埼灯台や、国の名勝及び天然記念物に指定された屏風ケ浦、北総四都市で日本遺産に認定された外川の町並みなどがある本市は、観光業も主要の産業である。

第一次産業では漁業がたいへん盛んであり、親潮と黒潮が交錯する銚子沖は好漁場で、銚子漁港ではいわし、サバのほか、マグロやカツオ、キンメダイなど多種多様な魚が水揚げされている。農業は、灯台印キャベツ、大根、トマト、メロン、スイカ、いちごなど銚子の気候に適した露地野菜を中心に生産されており、特に春キャベツの生産量は日本一である。

本市には前述したとおり、様々な産業基盤から産出される豊富で新鮮な食材や特産品が存在するが、生産年齢人口の減少、商店街の空き店舗の増加、事業承継、雇用の場の確保などの様々な課題を抱えている。

こうした背景から、地域の産業基盤の安定及び強化、民間投資の喚起並びに雇用機会の創出を推進し、もって地域経済の循環及び成長並びに市民生活の向上に資することを目的として、平成２５年に銚子市地域産業振興条例を制定し、平成２９年４月には、市内において新たに事業を行うもの及び既存の工場等の再投資を行うものに対する支援として、銚子市企業立地等促進事業補助制度を創設した。

（２）目標

本市の地域産業の振興のためには、様々な角度から事業者の支援を続けていく必要がある。そこで、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内中小企業の生産性向上を目指す。これを実現するため、認定支援機関と連携し、導入促進基本計画の計画期間内に、１０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本市の産業は、農業、漁業、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業と多岐に渡っている。広く中小企業の設備投資を支援し、産業の振興を図る観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項で規定する先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本市の産業は、農業、漁業、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業と多岐に渡り、市内全域に広がっていることから、本計画の対象区域は、銚子市全域とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、農業、漁業、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業と多岐に渡っていることから、本計画の対象となる業種は、全ての業種とする。

また、生産性の向上に向けた事業者の取組として、新商品の開発、先端設備導入による業務効率化、労働環境の改善など、様々な取り組みが考えられるため、全ての事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や，反社会的勢力との関係が認められるものについては，先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・市税等を滞納している者を先端設備等導入計画の認定の対象としない。